

18総用送第245号
平成30年10月23日

江戸川区公共調達審査会
会長 大澤 成美 殿

江戸川区長 多田 正見



諮 問 書

社会的要請型総合評価一般競争入札の参加資格について、江戸川区公共調達基本条例第16条第3項の規定により諮問します。

記

諮問案件	江戸川区立瑞江第三中学校改築に伴う電気・機械設備工事における入札参加資格
別紙のとおり、江戸川区立瑞江第三中学校改築に伴う電気・機械設備工事における入札参加資格をそれぞれ定めることについて意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公共調達基本条例】

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の契約者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。

2 区長は、必要があると認めるときは、社会的要請型総合評価一般競争入札において、当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

3 区長は、前項の規定により資格を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かなければならない。

5. 入札参加資格

次の要件に該当する単独企業又は建設共同企業体とします。

項目	詳細		
(1) 地方自治法施行令	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定による欠格条項に該当しないこと。		
(2) 建設業許可	単独企業の場合には、「電気工事業」の特定建設業許可を受けていること。建設共同企業体の場合には、第 1 順位者が「電気工事業」の特定建設業許可を受けており、第 2・第 3 順位者が「電気工事業」の特定建設業許可又は一般建設業許可を受けていること。		
(3) 技術者の配置	単独企業の場合には、本工事に専任の監理技術者を配置できること。建設共同企業体の場合には、第 1 順位者が本工事に専任の監理技術者を配置でき、第 2・第 3 順位者が本工事に専任の監理技術者又は専任の主任技術者をそれぞれ配置できること。		
(4) 工事成績	入札公告日から過去 2 年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において 60 点未満の評定を受けていないこと。		
(5) 指名停止	江戸川区又は東京都から指名停止を受けていないこと。		
(6) 経営状況	経営不振の状態にないこと。		
(7) 業者登録	単独企業又は建設共同企業体の全構成員が、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格において、申請先自治体として「江戸川区」を登録している者のうち、「電気工事」を申込業種として登録していること。		
(8) 参加形態	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none; vertical-align: top;"> <p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 平成 29・30 年度江戸川区電気工事格付(以下「区電気格付」という。) A の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 2 者共に区電気格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区電気格付 A の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区電気格付 B 以上の者であること。</p> </td> <td style="width: 50%; border: none; vertical-align: top;"> <p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 平成 30 年度東京都電気工事格付等級順位(以下「都電気格付」という。) A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都電気格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区電気格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都電気格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区電気格付 B 以上の者であること。</p> </td> </tr> </table>	<p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 平成 29・30 年度江戸川区電気工事格付(以下「区電気格付」という。) A の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 2 者共に区電気格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区電気格付 A の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区電気格付 B 以上の者であること。</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 平成 30 年度東京都電気工事格付等級順位(以下「都電気格付」という。) A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都電気格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区電気格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都電気格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区電気格付 B 以上の者であること。</p>
<p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 平成 29・30 年度江戸川区電気工事格付(以下「区電気格付」という。) A の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 2 者共に区電気格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 区電気格付 A の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区電気格付 B 以上の者であること。</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 平成 30 年度東京都電気工事格付等級順位(以下「都電気格付」という。) A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。</p> <p>2 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都電気格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。 <u>第 2 順位者</u> 区電気格付 A の者であること。</p> <p>3 者による建設共同企業体 <u>第 1 順位者</u> 都電気格付 A の上位 200 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,000 点以上の者であること。 <u>第 2・第 3 順位者</u> 区電気格付 B 以上の者であること。</p>		

項目	詳細	
	<p>建設共同企業体における出資比率 第1順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上(ただし、区 電気格付Bの場合は20%)とす ること。</p> <p>第3順位者 20%以上(ただし、区電気格付Bの 場合は20%)とすること。</p>	<p>建設共同企業体における出資比率 第1順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上(ただし、区 電気格付Bの場合は20%)とす ること。</p> <p>第3順位者 20%以上(ただし、区電気格付Bの 場合は20%)とすること。</p>
(9)機械設備工事との 同時入札参加の 制限	<p>「江戸川区立瑞江第三中学校改築に伴う電気設備工事」へ入札参加する単独企業 又は建設共同企業体の構成員は、「江戸川区立瑞江第三中学校改築に伴う機械設備工 事」へ入札参加する単独企業又は建設共同企業体の構成員になることはできません。</p>	
(10)私的独占の禁止 及び公正取引の 確保に関する法 律の遵守状況	<p>入札公告日から過去2年間に独占禁止法による処分を受けていないこと。</p>	
(11)下請代金支払遅 延等防止法の遵 守状況	<p>入札公告日から過去2年間に下請法に基づく勧告歴がないこと。</p>	
(12)建設業法の遵守 状況	<p>入札公告日から過去2年間に建設業法に基づく指示又は営業停止処分歴がないこ と。</p>	
(13)労働基準法等の 遵守状況	<p>入札公告日から過去2年間に労働基準法、労働安全衛生法等による罰則の適用が ないこと。</p>	
(14)暴力団等排除措 置	<p>江戸川区暴力団等排除措置要綱による排除措置等を受けていないこと。</p>	

ただし、その者が本入札に参加する他の単独企業又は建設共同企業体の構成員でないこと。

5. 入札参加資格

次の要件に該当する単独企業又は建設共同企業体とします。

項目	詳細		
(1)地方自治法施行令	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による欠格条項に該当しないこと。		
(2)建設業許可	単独企業の場合には、「管工事業」の特定建設業許可を受けていること。建設共同企業体の場合には、第1順位者が「管工事業」の特定建設業許可を受けており、第2・第3順位者が「管工事業」の特定建設業許可又は一般建設業許可を受けていること。		
(3)技術者の配置	単独企業の場合には、本工事に専任の監理技術者を配置できること。特定建設工事共同企業体の場合には、第1順位者が本工事に専任の監理技術者を配置でき、第2・第3順位者が本工事に専任の監理技術者又は専任の主任技術者をそれぞれ配置できること。		
(4)工事成績	入札公告日から過去2年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において60点未満の評定を受けていないこと。		
(5)指名停止	江戸川区又は東京都から指名停止を受けていないこと。		
(6)経営状況	経営不振の状態にないこと。		
(7)業者登録	単独企業又は建設共同企業体の第1順位者が、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格において、申請先自治体として「江戸川区」を登録している者のうち、「給排水衛生工事」及び「空調工事」を申込業種として登録していること。 建設共同企業体の第2・第3順位者が、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格において、申請先自治体として「江戸川区」を登録している者のうち、「給排水衛生工事」又は「空調工事」の一方又は両方を申込業種として登録していること。		
(8)参加形態	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 平成29・30年度江戸川区給排水衛生工事格付(以下「区給排水格付」という。)及び江戸川区空調工事格付(以下「区空調格付」という。)Aの者であること。</p> <p>2者による建設共同企業体 第1順位者 区給排水格付及び区空調格付Aの者であること。 第2順位者 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方がAの者であること。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 平成30年度東京都給排水衛生工事格付等級順位(以下「都給排水格付」という。)及び東京都空調工事格付(以下「都空調格付」という。)Aの上位200位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が900点以上の者であること。</p> <p>2者による建設共同企業体 第1順位者 都給排水格付及び都空調格付Aの上位200位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が900点以上の者であること。 第2順位者 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方がAの者であること。</p> </td> </tr> </table>	<p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 平成29・30年度江戸川区給排水衛生工事格付(以下「区給排水格付」という。)及び江戸川区空調工事格付(以下「区空調格付」という。)Aの者であること。</p> <p>2者による建設共同企業体 第1順位者 区給排水格付及び区空調格付Aの者であること。 第2順位者 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方がAの者であること。</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 平成30年度東京都給排水衛生工事格付等級順位(以下「都給排水格付」という。)及び東京都空調工事格付(以下「都空調格付」という。)Aの上位200位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が900点以上の者であること。</p> <p>2者による建設共同企業体 第1順位者 都給排水格付及び都空調格付Aの上位200位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が900点以上の者であること。 第2順位者 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方がAの者であること。</p>
<p>1) 江戸川区内に本店を置く者 格付 単独企業 平成29・30年度江戸川区給排水衛生工事格付(以下「区給排水格付」という。)及び江戸川区空調工事格付(以下「区空調格付」という。)Aの者であること。</p> <p>2者による建設共同企業体 第1順位者 区給排水格付及び区空調格付Aの者であること。 第2順位者 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方がAの者であること。</p>	<p>2) 江戸川区外に本店を置く者 格付 単独企業 平成30年度東京都給排水衛生工事格付等級順位(以下「都給排水格付」という。)及び東京都空調工事格付(以下「都空調格付」という。)Aの上位200位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が900点以上の者であること。</p> <p>2者による建設共同企業体 第1順位者 都給排水格付及び都空調格付Aの上位200位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が900点以上の者であること。 第2順位者 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方がAの者であること。</p>		

項目	詳細	
	<p>3者による建設共同企業体 第1順位者 区給排水格付及び区空調格付Aの者であること。</p> <p>第2・第3順位者 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方がB以上の者であること。</p> <p>建設共同企業体における出資比率 第1順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上(ただし、区給排水格付又は区空調格付Bの場合は20%)とすること。</p> <p>第3順位者 20%以上(ただし、区給排水格付又は区空調格付Bの場合は20%)とすること。</p>	<p>3者による建設共同企業体 第1順位者 都給排水格付及び都空調格付Aの上位200位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が900点以上の者であること。</p> <p>第2・第3順位者 区給排水格付又は区空調格付の一方又は両方がB以上の者であること。</p> <p>建設共同企業体における出資比率 第1順位者 構成員中最大とすること。</p> <p>第2順位者 2者の場合は30%以上とすること。 3者の場合は20%以上(ただし、区給排水格付又は区空調格付Bの場合は20%)とすること。</p> <p>第3順位者 20%以上(ただし、区給排水格付又は区空調格付Bの場合は20%)とすること。</p>
(9)電気設備工事との同時入札参加の制限	「江戸川区立瑞江第三中学校改築に伴う機械設備工事」へ入札参加する単独企業又は建設共同企業体の構成員は、「江戸川区立瑞江第三中学校改築に伴う電気設備工事」へ入札参加する単独企業又は建設共同企業体の構成員になることはできません。	
(10)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の遵守状況	入札公告日から過去2年間に独占禁止法による処分を受けていないこと。	
(11)下請代金支払遅延等防止法の遵守状況	入札公告日から過去2年間に下請法に基づく勧告歴がないこと。	
(12)建設業法の遵守状況	入札公告日から過去2年間に建設業法に基づく指示又は営業停止処分歴がないこと。	
(13)労働基準法等の遵守状況	入札公告日から過去2年間に労働基準法、労働安全衛生法等による罰則の適用がないこと。	
(14)暴力団等排除措置	江戸川区暴力団等排除措置要綱による排除措置等を受けていないこと。	

ただし、その者が本入札に参加する他の単独企業又は建設共同企業体の構成員でないこと。

平成30年10月23日

江戸川区長 多田 正見 殿

江戸川区公共調達審査会

会長 大澤 成美



答 申 書

平成30年10月23日付け、18総用送第245号で諮問のあった江戸川区立瑞江第三中学校改築に伴う電気・機械設備工事における入札参加資格について、江戸川区公共調達基本条例第20条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案 件 名	江戸川区立瑞江第三中学校改築に伴う電気・機械設備工事における入札参加資格
審議結果・ 答申内容	江戸川区立瑞江第三中学校改築に伴う電気・機械設備工事における入札参加資格の設定は、適切であると認めます。